

京 都 大 学 リ サ ー チ ・ フ ェ ロ ー 実 施 要 項 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>様式1・2 }                      様式3 } (略)                      様式4～7 }</p>	<p>附 則 (令和7年6月総長裁定)                      この要項は、令和7年7月1日から実施する。</p> <p>様式1・2 (同 左)                      様式3 (別 添)                      様式4～7 (同 左)</p>

年 月 日

## リサーチ・フェロー委嘱通知書

殿

(部局長名) \_\_\_\_\_

下記のとおり、リサーチ・フェロー研究プロジェクトを委嘱します。

記

委嘱名称	リサーチ・フェロー
委嘱期間	
委嘱する研究プロジェクトの課題名	
リサーチ・フェローが遂行する研究プロジェクトの内容	
委嘱対価	月額 円
代表者等名	

※ 裏面には、案内とともにこの研究プロジェクトを委嘱するにあたっての契約事項を記載しております。  
上記内容とともに裏面の内容を確認いただき同意いただける場合には、本通知書を両面コピーし、同意書として次に署名のうえ部局等の長へ提出くださるようお願いいたします。  
なお、同意書が提出されなかった場合には、RFを委嘱しないこととします。

同意書

殿

上記の内容等について同意いたします。

年 月 日

署名 \_\_\_\_\_

## 裏 面

### 留意事項

1. 委嘱対価は、銀行振込により翌月の1721日に支給する。ただし、1721日が土曜日若しくは日曜日又は祝日(以下「週休日等」という。)に当たるときには、直前の金曜日当該週休日等に当たる日前の最も近い週休日等でない日に支給する。さらに、17日が日曜日で、直前の金曜日が祝日の場合は、18日の月曜日に支給する。
2. 委嘱対価は給与所得の取扱いとなり、毎月所得税を源泉徴収した上で支給し、12月に年末調整を行う。
3. 研究成果の取扱いについては、予め研究チームの代表者と協議のうえ定めることとする。
4. 委嘱期間中において知ることのできた秘密を漏らしてはならない。委嘱期間終了後も、同様とする。
5. 委嘱した研究プロジェクトを遂行できない又はそのおそれがある場合には、委嘱を解除する場合がある。
6. 研究プロジェクト終了時にリサーチ・フェロー研究プロジェクト遂行報告書により報告しなければならない。
7. 京都大学の規則を遵守すること。

### 【参考】

- (a) 所得税…税法上、親の扶養親族となっている場合は、1月から12月までの年収が103万円扶養親族の所得要件を超えると、親は扶養控除を受けられないとともに所得税が課税されます。また、当該年度の所得額に応じ、次年度の住民税が算定されます。
- (b) 健康保険や共済組合上の被扶養者…年額の見込み額が130万円被扶養者の年間収入の要件を超えると被扶養者となれません。  
当初から研究業務単価が決定されるため、被扶養者となれない要件に該当することとなる場合は、学生自身で国民健康保険に加入することが必要となります。
- (c) 授業料免除…世帯の状況により、家計基準の計算が異なりますが、収入によっては免除されない場合があります。